

社会福祉法人備前市社会福祉協議会
ホームページ及び広報誌広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人備前市社会福祉協議会ホームページ（以下「ホームページ」という）及び広報誌を掲載するにあたり必要な事項を定めることにより、社会福祉法人備前市社会福祉協議会（以下「本会」という）の新たな財源を確保し、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(広告の掲載基準)

第2条 広告は次のいずれの要件にも該当しない場合に限り掲載できる。

- (1) 法令等に違反し、または違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 基本的人権の侵害につながるおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝（名刺広告等）に関するもの
- (5) 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (6) 風俗営業等の規則及び業務の適正化などに関する法律に規定する風俗営業に関するもの及び類するもの
- (7) 内容が不明確、あるいは信憑性を欠いているもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (10) 法令に違反し、または抵触すると認められるもの
- (11) その他広告として適当でないと本会会長が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格と件数については以下の通りとする。

ホームページ 縦55px×横160px

広報誌 大 縦46mm×横120mm（4件）

小 縦46mm×横64mm（4件）

掲載するページについては協議のうえ本会会長が別に定める。

(広告掲載の募集)

第4条 広告の募集は本会が運営・発行するホームページ及び広報誌のほか、各種機会を通して広告掲載への募集を行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の申込みについては本会会長が別に定める募集期間内に広告掲載申込書（様式第1号）に掲載する広告案を添えて本会会長宛に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 本会は第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。また申込みが募集した数を超える申込みがあった場合は、先着順とする。

2 本会は広告掲載の可否を決定したときは、掲載希望者に決定通知書(様式第2号)不承認通知書(様式第2号-2)により通知する。

3 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は本会会長が定める期間に広告の原稿及びデータを本会に提出するものとする。

(広告掲載料)

第7条

広告掲載料は以下のとおり定める。

【ホームページ】

広告掲載期間	サイズ	掲載料(税込み価格)
1年間	縦55px×横160px	16,500円

【広報誌】

カラー(裏表紙)

掲載回数	サイズ	掲載料金(税込み価格)
6回 (年間)	縦46mm×横120mm	77,000円
	縦46mm×横64mm	44,000円
3回 (半期)	縦46mm×横120mm	44,000円
	縦46mm×横64mm	22,000円

2色(中面)

掲載回数	サイズ	掲載料金(税込み価格)
6回 (年間)	縦46mm×横120mm	35,200円
	縦46mm×横64mm	17,600円
3回 (半期)	縦46mm×横120mm	27,500円
	縦46mm×横64mm	14,300円

2 広告料は、本会が指定する期日までに直接事務局窓口に納付または指定口座へ一括納入するものとする。なお入金手数料は広告主が負担することとする。

3 広告掲載決定後、広告主が掲載を取り下げる場合、広告掲載料を本会に納入しなくてはならない。

(広告主の責任)

第8条 広告主は、掲載する広告及び広告内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第9条 本会は以下のいずれかに該当する場合は、掲載の決定及び掲載を取り消すことができる。

- (1)第2条の規定に反すると認めるとき
- (2)広告主が期日までに広告原稿を提出しなかったとき
- (3)広告主が期日までに広告料を納入しなかったとき
- (4)その他、本会会長が必要と認めるとき

(広告掲載の取り下げ)

第10条 広告主が自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。前条の規定により広告の掲載を取り下げるときは書面により本会に申し出なければならない。

2 途中で掲載を取り下げた場合、原則として掲載料の返金はしないこととする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年3月1日から施行する。